

女性差別撤廃委員会 第3回日本政府報告書審議

会期前作業部会のための事前質問票案

2003年2月

◆ 目 次 ◆

第 2 条(c)[締約国の義務] 【国内人権委員会】	3
第 2 条(c)(d)[締約国の義務] 【司法におけるジェンダー教育】	4
第 2 条(d)[締約国の義務] 【公務員による差別発言】	6
第 7 条[政治的・公的活動における平等] 【公の職場における差別行為】	7
第 12 条[保健における差別の撤廃] 【男性助産師の導入】	8
第 16 条[婚姻、家族関係における差別の撤廃] 【ドメスティック・バイオレンス】	9

1. 日本政府が提案している人権擁護法案に基づく人権委員会は法務大臣の所管としているが、この委員会が政府からの独立性をどのように担保できるのか、説明されたい。
2. 前述の人権委員会が扱う公務員の人権侵害を虐待と差別に限定している理由は何か。

■ 政府報告書の記述

「なお、政府は、現行の人権擁護制度を抜本的に改革するため、2002年3月、人権擁護法案を国会に提出した。この法案では、性別による差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメントを含む差別・虐待等の人権侵害を禁止するとともに、新たに独立行政委員会として設置する人権委員会を主たる担い手とする新しい人権救済制度を創設し、人権侵害による被害の適正かつ迅速な救済・実効的な予防等を図ることとしている」

(第5回報告書 第2条 3.差別に対する法的救済手段の有無とその効果 (2)人権侵害に対する支援サービス ア)法務省の人権擁護機関より)

■ 質問の理由

1. 法案では人権委員会は法務大臣が所管し、法務省の外局として設置される。しかし一方で法務省は拘留所や刑務所、入国管理施設などの拘禁施設を管理しており、しかもこれらの拘禁施設では被拘禁者に対する職員による虐待や過剰な処罰が度々問題になっている。このことから、人権委員会が扱う個別事件の当事者に法務省がなる可能性は高く、法務省の下に人権委員会があっては、これらの事件を公正に扱うことはできない。

2. 法案では人権委員会が調停・仲裁・勧告・訴訟援助の対象として扱う公務員による人権侵害は差別と虐待に限られている。しかし想定される公務員の人権侵害はこの限りではない。また政府の政策も対象からはずれているため、これらが引き起こすであろう女性差別に対してもこの法案は救済手段を何ら提供できていない。

法案は2002年に国会に提出されたが、NGOや野党が上記の問題などを訴えたため、継続審議になった。国連パリ原則から逸脱した法案であり、抜本的に見直すことが求められる。

3. 最高裁判所が責任を持つ法律家養成過程において、CEDAW を始めとする国際規約の国内法に対する効力や国内における差別問題とその社会的な文脈について、さらに法律家として遭遇する社会のジェンダー・バイアスを克服するための研修は実施されているか。
4. 検察官に対する研修のうち、女性の権利、女性に対する直接および間接差別等に関する研修の占める割合はどのくらいか。そのような研修はどのくらいの頻度で提供されているのか(すべての検察官が少なくとも1回、そのような研修を修了するために、どの程度の期間が必要となるのか)。
5. 裁判官に対して実施されている人権、差別などに関する研修のうち、女性の権利にかかわる研修の占める割合はどのくらいで、どのくらいの頻度で提供されているのか(すべての裁判官が少なくとも1回、そのような研修を修了するために、どの程度の期間が必要となるのか)。
6. 矯正職員に対する憲法と人権の研修のうち、男女の平等と女性の権利にかかわる研修の占める割合、研修の時期と頻度、受講者の職員全体に対する割合は、どのようなものか。
7. 司法改革の実現にともない、法的な素養のある法律家ばかりでなく、裁判員など法的な素養のない素人も法的な決定に関与することになる。政府は、法的な素養のない素人が法的決定にかかわる際に、憲法、人権、なかんずくジェンダー・バイアスに関して研修を準備する予定はあるのか。現在、法的な素養を要件とせずに任命される調停員などに対する人権、女性の権利に関する研修はどのように実施されているのか。
8. 第1線にある警察官に対して、女性差別に対する法的救済を現実化するため、どのような研修が、どのように実施されているのか。

■ 政府報告書の記述

検察官と裁判官に対しては女性に対する暴力を中心に、矯正職員に対しては憲法と人権にかかわる研修が実施されていることが記載されている。

(第5回報告書「第2条 3.差別に対する法的救済手段の有無とその効果 (2)人権侵害に対する支援サービス ア) (3)司法分野関係者に対する研修」)

■ 質問の理由

弁護士会などの報告において、性別分業を前提する「司法におけるジェンダー・バイアス」の存在が指摘されている。法的救済手段を実現するハズの制度を運営する人々の間における「ジェンダー・バイアス」の存在は差別をなくそうとする場合、深刻な問題である。しかし、政府報告書は、あたかも法的救済を必要とする差別とは女性に対する暴力だけであるかのように、研修内容を取り上げている。もっと広範な観点から、たとえば社会の期待する女性らしさに適合するよう当事者が行動することを期待することや、当事者の主張に十分に耳を傾けず、その主張の重要性を過小評価し、女性の声を軽視し、

あるいは沈黙させることも、差別であると理解できるような差別についての研修を理解することが望ましいと思われる。

1. 法的制度の担い手を国費で養成していることに鑑み、法制度における「ジェンダー・バイアス」克服のための国家的施策の重要な部分として位置づけることが期待される。司法研修所において実施されている「ジェンダー・バイアス」を克服するための研修の内容について具体的な情報がなければ、たとえ実施されていたという記述があるとしても、研修それ自体を評価することは困難である。

2. 3. 検察官と裁判官に対する研修内容とその実施頻度が明らかでないかぎり、研修が検察官、裁判官の一部を対象とするに過ぎないのか、全員が必ず受講するように実施されているのか、そして、多くの女性団体が満足できるような研修が実施されているのか、疑問が残る。裁判所に関しては、交通事故に関する学齢期前の児童の「命の値段」に関する最近の判決は、1986年の雇用機会均等法にもかかわらず、性別役割分担を前提としていた従来の裁判所の姿勢からの転換を示すものとして評価できると考える。

4. 矯正職員に対する憲法と人権に関する適切な知識はその職務開始時点において必須である。実務に従事する前の初期研修において「ジェンダー・バイアス」を克服する研修が実施されることが重要である。

5. 法学の素養が「ジェンダー・バイアス」を克服するものではないのはもちろんであるが、少なくとも、憲法や人権、差別問題について、法律家にある程度の知識があることは期待できる。法律家ではない人々が司法制度に参加する場合には、社会の中にあるさまざまな偏見をその判断に持ち込むことが多い。一般的な社会常識が司法制度に持ち込まれることは歓迎すべきであるが、差別をそれと認識しない「常識」をそのまま法的判断としていかすことは CEDAW の趣旨に反する。法律家ではない人々が司法制度に参加する場合には、調停委員の場合も含め、女性の権利や女性に対する差別の問題性についての研修を実施する必要がある。

政府の報告書は警察を司法分野関係者として取り上げず、実施されているという研修の実体は定かではない。法の実現においては、警察も、非常に重要な役割を果たす。また、警察官は、女性の権利侵害の場面にもっとも頻繁に遭遇する職業である。以上のことから、警察における女性の権利、女性差別、そしてジェンダー・フリー研修のあり方について情報公開が必要である。

1. 女性差別撤廃条約第2条(d)は、公の当局による差別行為を禁止しているが、日本政府は、公人、特に高い地位にある公務員による差別発言に対し、適切な対応をしているか。
2. 再発防止のために適切な訓練を行っているか。

■ 政府報告書の記述

第4回、第5回ともに、何の言及もなされていない。

■ 質問の理由

2001年3月に人種差別撤廃条約委員会から日本政府に出された勧告は、高い地位にある公務員による差別的発言について懸念を表明している(背景情報参照)。

人種差別撤廃条約委員会からの勧告に対し、政府は、2001年3月22日、参議院法務委員会で、この勧告の指す人物を、石原慎太郎東京都知事であると答弁している。

石原都知事による差別的発言は、この勧告以降も繰り返されている。特に、2001年秋には、「生殖機能を失った高齢女性は生きている価値がないとする」趣旨の女性差別発言(背景情報参照)を、雑誌や、都議会の答弁で行っている。

石原都知事以外にも、国会議員による女性差別発言、また立法府におけるセクシュアル・ハラスメントなどの女性差別的な環境が見受けられる。

これら高い地位の公務員により繰り返される女性差別は、日本政府が、国連の勧告に対し何ひとつとして適切な対応をとってこなかったばかりでなく、日本政府が公の差別行為にまったく取り組んでいないばかりか、むしろ公然と放置していることを表すものである。

■ 背景情報

*石原慎太郎東京都知事による女性差別発言

1、「“ 文明がもたらしたもっとも悪しき有害なものはババァ ” なんだそうだ。“ 女性が生殖能力を失っても生きているのは無駄で罪です ” って。男は80、90歳でも生殖能力があるけれど、女は閉経してしまったら子供を生む能力はない。そんな人間が、きんさん、ぎんさんの年まで生きてるってのは、地球にとって非常に悪しき弊害だって…。なるほどとは思うけど、政治家としてはいえないわね(笑い)」(『週刊女性』2001年11月6日号 「独占激白“石原慎太郎都知事吠える!”」より抜粋)

2、都議会での追及に対しても年をとった女は横暴な存在であると開き直っている。(2001年12月11日)

*人種差別の撤廃に関する委員会第58会期 人種差別の撤廃に関する委員会の最終見解

13. 委員会は、高官による差別的発言及び、特に、本条約第4条(c)に違反する結果として当局がとる行政的又は法的措置の欠如や、またそのような行為が人種差別を助長し扇動する意図を有している場合にのみ処罰可能であるとする解釈に、懸念を持って留意する。締約国に対し、将来かかる事態を防止するために適切な措置をとり、また本条約第7条に従い、人種差別につながる偏見と戦うとの観点から、特に公務員、法執行官、及び行政官に対し、適切な訓練を施すよう要求する。

第7条[政治的・公的活動における平等] 【公の職場における差別行為】

1. 公の職場、特に立法府におけるセクシュアル・ハラスメントにはどう取り組んでいるのか。
 2. 政治家が女性であるという理由で、政治活動を阻害されていることはないか。またそのような事例に対し、政府はどのような取り組みをしているか。
-

■ 政府報告書の記述

第4回、第5回ともに、公職における低い女性参画率の要因について何の分析もなされていない。

■ 質問の理由

日本政府報告書に記載されているUNDPの指標からも明らかなように、日本の女性の政治参加の割合は、国・地方に限らず増えてきているといっても、国際的な水準から見れば大変低い。圧倒的に、男性が多い政治の世界では、数の少ない女性が活動しにくい状況が生まれるのは想像に難くない。この状況を是正しないだけでなく、女性議員の本来の政治活動を阻害している度重なる女性差別発言・セクシュアル・ハラスメントに対し、政府として何ら組織的な取り組みはない。

■ 背景情報

***西村慎吾衆議院議員による女性差別発言**

当時、防衛政務次官であった西村慎吾衆議院議員が、雑誌上で、「強姦してもなんにも罰せられんのやったら、オレらみんな強姦魔になってるやん。けど、罰の抑止力があるからそうならない」「国防とは（日本女性が）他国の男に強姦されるのを防ぐこと」と発言した。さらにある特定の政党の女性議員らを指し「お前が強姦されとつてもオレは絶対に救つとらんぞ」とも発言。（「週刊プレイボーイ」1999年11月2日号より抜粋）

強姦された女性を救うかどうか、その女性の考え方により扱いに差異を設けることは、強姦された女性の落ち度を問題にしており、強姦されても仕方がないという論理につながる。強姦は女性の人権侵害であるということを無視した、全くの女性差別発言である。

***中傷誹謗ビラ問題について**

2001年2月9日の衆議院予算委員会開催中に、ある特定の女性議員を「管理売春のやり手ババア」と誹謗・中傷したビラを、ある男性議員が、複数の国会議員に配布した。この議員に対しては、懲罰とはならず、予算委員長から口頭で注意したにとどまった。

1. 現在、日本では、助産婦の資格が法律によって女性に限られているが、法改正をして男性にも資格を開放する予定はあるか。
2. 1の問題について、妊産婦及び助産婦たちは、どのように賛否を表明しているのか。
3. 1の問題について、妊産婦のプライバシー権、選択権、その他の権利を保障するために、どのような措置をしたのか。
4. 2001年の法改正で、助産婦 (midwife、josanpu) の名称が助産師 (gender neutral midwife、josanshi) とされたが、これは男性導入のための条件整備か。
5. 3に対して、助産婦の職業団体はどのような態度を表明したのか。

■ 政府報告書の記述

「15. 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(2001.12.12 公布)

保健婦助産婦看護婦法に定める保健婦・士、看護婦・士及び准看護婦・士について、その名称が女性と男性とで異なっているものを統一し、その専門性を表すにふさわしい名称に改めるもので、2002年3月1日から施行された。」

(第5回報告書「第1部 総論 2.日本女性の現状(5)主な法令の制定・改正」より)

■ 質問の理由

政府報告書は、助産婦から助産師への名称変更があったことを gender equality の観点から肯定的に捉えているようである。

しかし、日本政府は、過去に助産婦資格を男性に開放する法案を国会に提出したものの、女性たちや助産婦からの大きな反対運動が起こり、廃案になった経緯がある。助産婦の職能団体、その他機関が行ったアンケートでも、女性の70%–80%は男性助産師に反対をしている。

助産婦の職能団体である社団法人日本助産婦会も、長年にわたって男性導入反対の態度を堅持していた。ところが、同会は突如、2000年3月、「書面による臨時総会」によって会員の多数が男性導入に賛成をしたとの決議を上げ、与党に対して男性導入を働きかけ、助産師への名称変更を実現させた。

現在6名の助産婦が原告になり、社団法人を被告として、書面総会が定款に根拠がなく、代議員選出の手続きにも違法があるとして決議無効確認を求めている。裁判の和解手続の中で、被告は助産婦会会員全員にアンケートを実施したが、70%が男性導入反対の回答を寄せた。

日本では、障害者や高齢者の介護でようやく「同性介護」が尊重されるようになり、男性は男性、女性は女性によるケアを受けることが、利用者のプライバシー、尊厳の保護に不可欠であると認識されつつある。助産婦は分娩の前後にわたり、長時間妊婦に密着して性器へのケア等を行い、その業務は産婦人科医の業務とは異質のものである。妊婦にとって同性によるケアが必要であることは、障害者や高齢者と変わらず重要であり、妊婦には女性しかいないのであるから、男性への導入を認める必然性がない。また、日本助産婦会が法令に違反してまで男性導入を急ぐのも不自然であり、圧倒的多数の助産婦、女性たちの声を無視している。

第 16 条[婚姻、家族関係における差別の撤廃]

【ドメスティック・バイオレンス】

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下 DV 防止法)」の成立後、DV 事案における加害者の逮捕や事件の扱いについての具体的な判断基準を、警察官に対して示すように、警察庁から各都道府県警察へ指導がなされていますか？

■ 政府報告書の記述

配偶者からの暴力については、警察では、「女性・子どもを守る施策実施要綱」に沿って、適切な措置を講じるなどしている。DV 防止法が成立したため、今後は同法の趣旨も踏まえ、引き続き被害者の立場に立った適切な対応を推進する、との記載。

(「第 5 回報告書 第 16 条 2 .家庭内暴力(2)配偶者からの暴力 オ」女性・子どもを守る施策実施要綱等)

■ 質問の理由

1999 年 12 月 13 日付けの各都道府県警察への通達「女性・子どもを守る施策実施要綱」では、妻への暴力事案に対して、「ア 刑罰法令に抵触する事案については、被害者女性の意思を踏まえ、検挙その他の適切な措置を講ずる」との対応方針が示された。DV 防止法成立後の、2001 年 7 月 9 日付け通達「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に当たっての配偶者からの暴力事案についての対応について」では、上記要綱等を踏まえ、事案に応じた適切な措置を引き続き講ずるとの方針が示された。

DV 防止法成立を経ても、通達によって示された警察の対応方針には殆ど変化がなく、DV 事案の事件化は、依然として現場の警察官の裁量に委ねられている。明らかに刑罰法令に抵触する場合に、加害者の逮捕や事件の扱いについて、被害者の意思を考慮するという方針は、警察官の不介入の言訳として利用されるおそれがある。また、被害者が加害者の暴力や脅迫を受けているために被害申立や告訴をしない場合には、犯罪が潜在化してしまうおそれもある。刑罰法令に抵触する場合には、被害者の安全を確保し、加害者に対して厳正な刑事的対応を行うということについて、具体的方針を示すことが必要である。